

介護老人保健施設「葵の園・向島」運営規定

第 1 章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第 1 条 この運営規定は、医療法人社団「葵会」の開設する介護老人保健施設「葵の園・向島」(以下施設という。)が、介護保健法に基づく介護保健施設サービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号)第 8 章及び第 10 章に定める規定並びに「指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号)の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第 2 条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営方針)

第 3 条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家族的な雰囲気を持ち、地域や家族との結びつきを重視し、区町村、居宅介護サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(4) 指定介護予防通所リハビリテーション

利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、計画に基づいて理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能回復を図る。

(5) 指定介護予防短期入所療養介護

要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、看護、医学的管理の下における介護及び、機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話等の適切なサービスの提供を行い、療養生活の質の向上及び、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第 2 章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保健施設サービス 短期入所療養介護		通所リハビリテーション		職 務	備 考 (兼務等 の状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管 理 者 (施設長)	1 人以上				施設、職員及び 業務の管理	医師を兼務
医 師	1 人以上	0.8 人以上			利用者の健康管理	
薬 剤 師		0.6 人以上			薬の調薬	
看護職員	17 人以上				利用者の看護	
介護職員	42 人以上		2 人以上		利用者の介護	
支援相談員	2 人以上				利用者家族の 相談援助	
作業・理学 療法士	3 人以上		1 人以上		機能回復訓練 の実施	
言語聴覚士						
管理栄養士	1 人以上				利用者の栄養管理	
介護支援 専門員	2 人以上				ケアプランの策定	
調 理 員	委 託				入所者の食事管理	
事 務 員	2 人以上				事務全般	
合 計	68 人以上	1.4 人以上	3 人以上			

非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入。

第 3 章 入所定員等

(定員)

第 5 条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス 176 名
(指定短期入所療養介護を含む)
- (2) 指定通所リハビリテーション 30 名
*介護予防は上記に含む

第 4 章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 6 条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規定の概要、従事者の勤務態勢、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章（利用約款）を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第 7 条 各サービス事業者の内容は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 入浴
- 三 機能訓練
- 四 食事
- 五 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
- 六 レクリエーション、家族との交流

(2) 指定短期入所療養介護

前号に定めるサービス及び送迎サービス

(3) 指定通所リハビリテーション

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 入浴
- 三 機能訓練
- 四 食事
- 五 相談援助（利用者及び家族への助言援助）
- 六 送迎サービス

(4) 指定介護予防短期入所療養介護

前号に定めるサービス及び送迎サービス

(5) 指定介護予防通所リハビリテーション

前号に定めるサービス

(利用料その他の費用)

第 8 条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割または 3 割とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合の入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前 2 項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表 1 のとおりとする。

4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文章で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(食事の提供)

第 9 条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝 食 午前 7 時 3 0 分から
- 二 昼 食 午後 1 2 時 0 0 分から
- 三 夕 食 午後 6 時 0 0 分から

第 5 章 営業日及び営業時間

(指定通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第10条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始は除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする（送迎時間除く）
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

第 6 章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

第11条 指定短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は、
施設より 1 0 km 以内 とする。

- 2 指定通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、
施設より 1 0 km 以内 とする。

第 7 章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第12条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第13条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第14条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は、施設での次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、また自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第 1 6 条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 通報、消火、避難の各訓練については、年 2 回以上実施し、内 1 回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする

(業務継続計画の策定等)

第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実地するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

1. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実地する。
2. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生時の対応)

第18条 施設は、入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

1. 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
2. 施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第19条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

1. 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果についても従業員に周知徹底を図る。
 2. 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
 3. 施設において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 4. 1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努めるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第20条 施設は、サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者等の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態度及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。
 1. 施設における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図る。
 2. 施設における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 3. 施設において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第21条 施設は、別表2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(協力病院)

第22条 協力病院は、次のとおりとする。

- 一 協力病院名 医療法人社団仁寿会 中村病院
診療科目 内科・外科・循環器科・胃腸科・脳外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・肛門科・リハビリ
所在地 東京都墨田区八広2-1-3
- 二 協力病院名 社会福祉法人賛育会 賛育会病院
診療科目 内科・産婦人科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・耳鼻咽喉科・眼科・泌尿器科・麻酔科・緩和ケア科
所在地 東京都墨田区太平3-17-8
- 三 協力病院名 医療法人社団隆靖会 墨田中央病院
診療科目 内科・外科・整形外科・形成外科・消火器外科・皮膚科・脳神経外科・心臓血管外科・泌尿器科・循環器内科・放射線科
所在地 東京都墨田区京島3-67-1
- 四 協力歯科医療機関名 平野歯科
所在地 東京都墨田区八広4-48-5
- 伍 協力歯科医療機関名 おおくば歯科医院
所在地 東京都墨田区京島3-10-10-2階

(会計の区分)

第23条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第24条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団「葵会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

本規定は、平成15年	12月	1日から施行する。
本規定は、平成17年	1月	1日から施行する。
本規定は、平成17年	10月	1日から施行する。
本規定は、平成18年	4月	1日から施行する。
本規定は、平成18年	6月	1日から施行する。
本規定は、平成19年	4月	1日から施行する。
本規定は、平成22年	3月	1日から施行する。
本規定は、平成26年	4月	1日から施行する。
本規定は、令和元年	10月	1日から施行する。
本規定は、令和4年	7月	1日から施行する。
本規定は、令和5年	4月	1日から施行する。
本規定は、令和6年	1月	1日から施行する。
本規定は、令和6年	4月	1日から施行する。
本規定は、令和6年	8月	1日から施行する。
本規定は、令和8年	1月	1日から施行する。
本規定は、令和8年	7月	1日から施行する。
本規定は、令和8年	8月	1日から施行する。
本規定は、令和8年	9月	1日から施行する。

別 表 1

サービスの利用料及びその他の費用 (1/2)

介護老人保健施設 葵の園・向島

	介護保険施設サービス	指定短期入所療養介護	指定通所 リハビリテーション
食費	1. 利用者負担第4段階 2,181円 2. 同上 第3段階① 680 第3段階② 1,420 3. 同上 第2段階 390 4. 同上 第1段階 300	左に同じ	720
居住費	多床室 1. 利用者負担第4段階 840 2. 同上 第3段階①② 430 3. 同上 第2段階 430 4. 同上 第1段階 0 個室 1. 利用者負担第4段階 1,728 2. 同上 第3段階② 1,470 3. 同上 第3段階① 1,370 4. 同上 第2段階 550 5. 同上 第1段階 550	滞在費 左に同じ	-
利用者の選定する 特別な食事 (1)	実費	左に同じ	左に同じ
日用品費	216	左に同じ	-
教養娯楽費	154	左に同じ	154
文書作成料 (2)	実費	左に同じ	左に同じ
おむつ代 (税込)	-	-	実費
理美容代 (3)	実費	左に同じ	-
個室利用料 (税込)	3,300	左に同じ-	-
2人室利用料 (税込)	-	-	-
電気代 (税込)	110/日	左に同じ	-
イヤホン代	110/個	左に同じ	-
健康管理料 (4)	実費	左に同じ	-
行事費等	実費	左に同じ	左に同じ
日常生活上特別に 必要となるもの (5)	実費	左に同じ	-

(単位：円)

※教養娯楽費は、個別のレクリエーション、催し物を行うに際しての費用をいう。

※(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもと生産を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。

別 表 1

サービスの利用料及びその他の費用 (2/2)

介護老人保健施設 葵の園・向島

(単位：円)

	指定介護予防 短期入所療養介護	指定介護予防 通所リハビリテーション	備考
食費	1. 利用者負担第4段階 2,181円 朝食566円昼食720円夕食895円 2. 同上 第3段階① 1,030 ② 1,360 3. 同上 第2段階 600 4. 同上 第1段階 300	720	
滞在費	多床室 1. 利用者負担第4段階 840 2. 同上 第3段階①②430 3. 同上 第2段階 430 4. 同上 第1段階 0 個室 1. 利用者負担第4段階 1,728円 2. 同上 第3段階② 1,470 3. 同上 第3段階① 1,370 4. 同上 第2段階 550 5. 同上 第1段階 550	-	
利用者の選定する 特別な食事 (1)	実費	左に同じ	
日用品費	216	-	
教養娯楽費	154	154	
文書作成料 (2)	実費	左に同じ	
おむつ代 (税込)	-	実費	
理美容代 (3)	実費	-	
個室利用料 (税込)	3,300	-	
2人室利用料 (税込)	-	-	
電気代 (税込)	110/日	-	
イヤホン代	110/個	-	
健康管理費 (4)	実費	-	
行事費等	実費	左に同じ	
日常生活上特別に 必要となるもの (5)	実費	-	

※教養娯楽費は、個別のレクリエーション、催し物を行うに際しての費用をいう。

※(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもと生産を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。

別表 2

苦 情 処 理 体 制

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者 支援相談員

相談・苦情受付窓口連絡先 電話 番号 03-5608-0003

FAX 番号 03-5608-0009

苦情受付窓口担当者がない場合は、事務長、看護師・介護の長の順で苦情を受けることとする。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情の内容の聞き取り、把握
- (2) 問題が生じた部署に苦情内容を伝達
- (3) 問題が生じた部署での対応の問題点の把握
- (4) 管理者等施設の責任者に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達する。
- (5) 施設としての意思決定（謝罪、事実の伝達（説明）、区町村・都への報告等）
- (6) 施設における反省事項の整理
- (7) 苦情処理台帳への記載